

リアルタイム音源探査システム レンタル

「音の悩み」の高精度なソリューションをより身近に！

レンタルのメリット

- 短期間からでもご利用できます！高機能なシステムをローコストで使用可能！
- 「使い方が分からない」等のお困りごとにも弊社専門員が全力でサポート！
- 購入検討時のトライに！新規購入をお考えのお客様はレンタルで試用してみたいはいかがでしょうか？

レンタルの流れ

お問い合わせ



お電話・FAX・弊社ホームページよりお問い合わせください

お見積



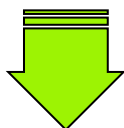
お見積書をメール・FAXにて送付させていただきます

価格200,000円 / 10日(輸送期間含)

価格300,000円 / 20日(輸送期間含)

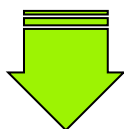
価格500,000円 / 30日(輸送期間含)

ご注文



お見積書・裏面の約款の内容をご確認のうえ、ご注文ください

機器の発送



弊社専門員が丁寧に梱包し、発送します

機器の到着



お届けした機器に不具合・欠陥等がありましたら、
着荷から**2日**以内にご連絡ください

レンタル終了

弊社宛にご返送をお願いします
発送時に同梱の段ボール、梱包材を利用し、同封の返送用
着払い伝票にて出荷願います

お問い合わせ先



九州リオン株式会社

※以下の最寄りの営業所へご連絡くださいませ

福岡営業所 : TEL 092-281-5366 FAX 092-291-2847
〒812-0039 福岡市博多区冷泉町5-18

北九州営業所: TEL 093-967-3400 FAX 093-967-3360
〒802-0971 北九州市小倉南区守恒本町3-7-6

鹿児島営業所: TEL 099-201-5866 FAX 099-222-7739
〒892-0846 鹿児島市加治屋町1-6

レンタル約款

お客様（以下甲という）は、九州リオン株式会社（以下乙という）の賃貸借契約（以下レンタル物件という）のご利用に際し、下記約款条項についてご了承をお願いします。

第1条（総則）

本レンタル約款は、甲と乙との間の当初の12ヶ月以内のレンタル物件について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下の規定を適用します。

第2条（レンタル期間）

レンタル期間は12ヶ月以下とし、乙が甲に対しレンタル物件を引渡した日より起算します。

第3条（レンタルの延期）

レンタル期間満了の1週間前までに甲より期間延長の申し出があった時は、乙は別段の事由がない限り、この延長を承諾するものとし、この間のレンタル料金は乙所定の延長料金を適用します。また、以降繰り返し延長するときも同様とします。

第4条（レンタル料金）

乙は乙所定のレンタル料金、梱包送料諸経費、その他の費用など、請求書記載の料金を甲に請求し、甲は当月末までに請求書記載の銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。

第5条（保証金）

甲は乙の請求がある場合、レンタル物件借用の担保として保証金を乙に差し入れ、乙はこれをレンタル料もしくはレンタル物件代金の弁済に任意に充当できるものとします。ただし当該保証金には利息をつけません。

第6条（レンタル物件の引渡し）

乙は甲の指定する日本国内の設置場所において引渡しをするものとします。

第7条（担保責任）

- 乙はレンタル物件の正常な稼働、もしくは正常な性能の具備のみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保責任を負いません。なお、甲がレンタル物件の引き渡しを受けた後2日以内にレンタル物件の性能の欠陥につき乙に対して通知をしなかった場合レンタル物件は正常な性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとみなします。
- 甲がレンタル物件の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、または第三者に与えた損害については乙は甲に対し一切責任を負いません。

第8条（担保責任の範囲）

- レンタル物件の引渡し後の甲の責に帰すべからざる事由に基づいて、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合、乙はレンタル物件を修理し、また取り替えるものとします。
- 前項のレンタル物件の修理または取り替えに過大な費用または時間を要する場合、乙はレンタル契約を解除できるものとします。
- 乙は前項に定める以外の責任を負いません。

第9条（レンタル物件の使用保管）

- 甲はレンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用は、乙の負担とします。
- 甲は事前に乙の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。
 - レンタル物件を第6条所定の場所以外に移動すること。
 - レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
 - レンタル物件に貼付された乙の所有権を明示する標識等を取り外したり汚損すること。
 - レンタル物件について質権及び譲渡担保権、その他乙の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
- 甲はレンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。

第10条（レンタル物件の滅失・毀損）

甲がレンタル物件を滅失、毀損した場合、甲は乙に対し、代替レンタル物件の新品購入代金相当額またはレンタル物件の修理代金相当額を支払い、なお損害があるとき甲はこれを賠償するものとします。

第11条（ソフトウェアの複製の禁止）

レンタル物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品に関し、第三者への譲渡、使用権設置、複製、変更、または改作は一切できません。

第12条（保険）

乙はレンタル物件に対し動産総合保険を付保します。レンタル物件に保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知すると共に保険金受取に必要な手続きに協力するものとします。

第13条（解約）

甲は特別な定めがない限り、レンタル期間中であっても事前に乙に通知の上レンタル物件を乙の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約することができます。ただし、レンタル期間が1ヶ月未満の場合、またはレンタル期間が1ヶ月以上でもレンタル開始より1ヶ月未満の場合は解約することができません。

第14条（債務不履行等）

甲に下記各号の事由が発生したときは、乙は甲に何らかの通知、催告をしないでレンタル契約を解除できるものとします。この場合、甲は直ちにレンタル物件を乙に返還すると共に、レンタル契約に基づき甲が乙に支払うべき一切の債務につき期限の利益を喪失し甲は直ちに一括現金により全額を支払うものとします。また、乙は何らかの催告を要せず甲乙間の債権債務につき相殺できるものとします。

- 甲がレンタル契約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - 甲がレンタル料の支払いを一回でも遅滞したとき。
 - 甲が支払い停止の状態に陥り、不渡手形を発生させたとき。
 - 甲が破産、会社整理、会社更生、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申立があったとき。
 - 甲が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、または申立をしたとき。
 - 甲が解散したとき。
 - 甲の事態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - 甲が監督官庁よりその営業許可の取り消しを受け、または営業停止もしくは廃止したとき。
- また、契約解除により乙に損害が生じたときは、甲は直ちに賠償の責に任ずるものとします。

第15条（レンタル物件の返還）

第14条に規定する契約の解除を生じたとき、もしくは乙からレンタル物件の返却の請求があったときは、甲は直ちに乙の指定の場所に下記の通りレンタル物件を返還するものとします。

- 甲はレンタル物件の原状を保障し、異なる場合はその修理費用等を負担する。
- レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、返還を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因して甲、その他第三者に生じた損害に関して乙は一切責任を負わないものとする。
- 甲はレンタル物件の返還に伴う費用を負担する。
- 甲がレンタル物件の返還を遅延したときは、甲はレンタル期限の終了翌日から返還完了までの期間の乙所定遅延損害金を乙に支払う。

第16条（支払遅延損害金）

甲がレンタル契約に基づく債務の履行を遅延した場合、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

第17条（消費税等の負担）

甲はレンタル開始時点のレンタル料に対する税法所定の税率による消費税及び地方消費税を付加して支払するものとします。

第18条（不可効力）

乙の責に帰することのできない事由による本約款条項の履行遅延、または履行不能については、乙は何らの責を負いません。

第19条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本約款に関する全ての訴訟については、福岡地方裁判所とすることに合意します。

第20条（特約条項）

レンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完及び修正するものとします。

第21条（付則）

本約款は、2020年1月1日以降に締結されるレンタル契約について適用します。